

管理計画の見直し検討に係る参考

1. ユネスコ作業指針に関して

- ・ユネスコによる世界遺産条約履行のための作業指針において、「管理計画とは OUV の保全方法を明示したものであり、ボトムアップでの参加型手法にて策定することが望ましい」とされているが、具体的な記載項目等は示されていない。

【参考】作業指針のうち、管理計画に関する事項は次のとおり。

第 II 章 世界遺産一覧表	
II.F 保護と管理	
管理体制	
108.	各推薦資産は、資産の顕著な普遍的価値をどのように保全すべきか（参加型手法を用いることが望ましい）について明示した適切な管理計画又は文書化された管理体制を備えていること。

（「世界遺産条約履行のための作業指針」2021.3、世界遺産センター（環境省・仮訳））

2. 国内の世界自然遺産管理計画の構成等

- ・国内の世界自然遺産管理計画の目次構成は次のとおり。
- ・全体的な構成や項目に大きな差異ない。
- ・管理のための基本理念が定義されている遺産（小笠原）や、構成資産が広範囲にまたがるために共通の全体目標や管理方針を定め、地域別の行動計画を策定している遺産（奄美琉球）がある。

①知床	②屋久島	③白神山地	④小笠原	⑤奄美琉球
「知床世界自然遺産地域管理計画」 2009（平成21）年12月	「屋久島世界遺産地域管理計画」 2012（平成24）年10月	「白神山地世界遺産地域管理計画」 2013（平成25）年10月	「世界自然遺産小笠原諸島管理計画」 2018（平成30）年3月	「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島 世界自然遺産推薦地包括的管理計画」 2018（平成30）年12月
1. はじめに	1. はじめに	1. はじめに	1. はじめに	1. はじめに
2. 目的	2. 目的	2. 目的	2. 計画の基本的事項	2. 計画の基本的事項
3. 遺産地域の概要	3. 遺産地域の概要	3. 遺産地域の概要	(1) 管理計画策定の目的 (2) 管理計画の対象範囲 (3) 管理計画の期間 (4) 管理計画実行の考え方	(1) 計画の目的 (2) 計画の対象範囲 (3) 計画の構成 (4) 計画の期間 (5) 計画の進捗管理及び見直し
(1) 位置等 (2) 総説 (3) 自然環境 (4) 社会環境 (5) 遺産地域の保護制度等	(1) 位置等 (2) 総説 (3) 自然環境 (4) 社会環境 (5) 遺産地域内における保護制度等	(1) 総説 (2) 位置等 (3) 自然環境 (4) 社会環境	3. 世界自然遺産小笠原諸島の概要	3. 推薦地の概要
4. 管理の基本方針	4. 管理の基本方針	4. 管理の基本方針	(1) 小笠原諸島の位置 (2) 総説 (3) 自然環境 (4) 社会環境 (5) 世界自然遺産小笠原諸島	(1) 位置等 (2) 総説 (3) 自然環境 (4) 社会環境
(1) 管理の目標 (2) 管理にあたって必要な視点	(1) 管理の目標 (2) 管理の現状 (3) 管理に当たって必要な視点	(1) 管理の目標 (2) 管理体制 (3) 地域区分による管理	4. 管理の基本理念と基本方針	4. 管理の目標
5. 管理の方策	5. 管理の方策	5. 管理の方策	(1) 基本理念 (2) 基本方針	(1) 全体目標 (2) 地域区分別目標 (3) 地域参加型管理目標
(1) 陸上生態系及び自然環境の保全 (2) 海域の保全 (3) 海域と陸域の相互関係の保全 (4) 自然の適正な利用 (5) 遺産地域の管理に係る関係行政 機関及び地元自治体の体制 (6) 保全・管理事業の実施 (7) 調査研究・モニタリング (8) 気候変動の影響への対応 (9) 年次報告書の作成 (10) 情報の共有と普及啓発	(1) 生態系と自然景観の保全 (2) 自然の適正な利用 (3) 関係行政機関の体制 (4) 調査研究・モニタリング及び巡 視活動 (5) 地域との連携・協働 (6) 環境教育、情報の発信と普及啓発	(1) 生態系の保全 (2) 遺産地域の適正な利用 (3) 巡視活動 (4) 生態系の保全に配慮した施設整 備・管理 (5) 環境教育、情報発信と普及啓発 (6) 調査研究・モニタリング (7) 関係行政機関及び地元市町村の 体制	5. 管理の方策	5. 管理の基本方針
6. 計画の実施その他の事項	6. 計画の実施その他の事項	6. 計画の実施その他の事項	(1) 保護制度の適切な運用 (2) 新たな外来種の侵入・拡散防止 (3) 各種事業における環境配慮の徹底 (4) 自然と共生した島の暮らしの 実現 (5) エコツーリズムの推進 (6) 継続的な調査と情報の管理 (7) 島ごとの対策の方向性	(1) 保護制度の適切な運用 (2) 外来種による影響の排除・低減 (3) 希少種への人為的影響の防止 (4) 北部訓練場の自然環境保全に関 する米軍との協力 (5) 緩衝地帯等における産業との調和 (6) 適切な観光管理の実現 (7) 地域社会の参加・協働による保 全管理 (8) 適切なモニタリングと情報の活用
(1) 計画の実施等 (2) 地元自治体の取組 (3) 資金	(1) 計画の実施 (2) 計画の見直し (3) 資金	(1) 計画の実施 (2) 計画の見直し (3) 地元市町村の周辺地域における 取組	6. 管理の体制	6. 管理の実施体制
7. おわりに	7. おわりに	7. おわりに	(1) 管理機関の体制 (2) 科学的知見に基づく順応的管理 体制 (3) 関係者の連携のための体制 (4) 国内外との連携	(1) 関係者の連携のための体制 (2) 科学的助言に基づく順応的な保 全管理体制 (3) 情報発信と普及啓発 (4) 個別管理機関の役割
			7. 地域別の行動計画の策定	7. 地域別の行動計画の策定
			(1) 地域別の行動計画の策定方法 (2) 地域別の行動計画	(1) 地域別の行動計画の策定方法 (2) 地域別の行動計画
			8. おわりに	8. おわりに

【参考1】国内の世界文化遺産管理計画の構成

・国内の世界文化遺産のうち、自然の景観に関連する遺産を例として。

①熊野古道

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に関する包括的な保存管理計画	
2015（平成27）年度	
第1章	計画の目的と策定の経緯
	1. 目的
	2. 策定の経緯
第2章	構成資産の概要
第3章	保存と管理
	1. 保存管理の基本方針
	2. 構成要素の明確化
	3. 適切な保存管理方法の提示
第4章	周辺環境の一体的な保全（緩衝地帯）
第5章	整備と活用
第6章	運営体制の整備

②宗像・沖ノ島

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 包括的保存管理計画	
2016（平成28）年1月	
第1章	計画の基本構成
	1-1 計画の目的
	1-2 計画策定の経緯
	1-3 計画の構成
	1-4 関連計画
	1-5 計画の実施と見直し
第2章	資産の価値と現況
	2-1 資産の顕著な普遍的価値
	2-2 構成資産の現況
第3章	資産に影響を与える要因
	3-1 資産に影響を与える要因
	3-2 開発圧力
	3-3 環境圧力
	3-4 自然災害
	3-5 来訪者
第4章	構成資産の保存管理
	4-1 構成資産の重要な要素
	4-2 文化財保護法に基づく保存管理
	4-3 所有者、地域コミュニティの役割
	4-4 構成資産の保存管理方針
第5章	緩衝地帯の管理
	5-1 緩衝地帯の設定
	5-2 区域別の管理方針
	5-3 緩衝地帯の管理方法
第6章	公開、活用
	6-1 価値の解説
	6-2 価値の解明
第7章	体制の整備、運営
	7-1 保存管理体制
	7-2 地域コミュニティの参画

第8章	経過観察
	8-1 観察指標の設定と記録作成
	8-2 負の影響を予防、除去するための対策
第9章	行動計画

③富士山

世界文化遺産 富士山 包括的保存管理計画		2022（令和4）年3月
第1章	包括的保存管理計画の目的、計画策定・改定の経緯、計画の構成・構造等	
	1. 計画の目的	
	2. 計画策定・改定の経緯	
	3. 計画の構成・構造	
	4. 個々の行政計画等との連携	
	5. 計画の実施	
第2章	顕著な普遍的価値の言明及び構成資産	
	1. 顕著な普遍的価値の言明	
	2. 構成資産	
第3章	資産及びその周辺環境の現状・課題	
	1. 資産及び周辺環境に共通する現状・課題	
	2. 『信仰の対象』の側面に基づく「登拝・巡礼の場」の現状・課題	
	3. 『芸術の源泉』の側面に基づく「展望地点・展望景観」の現状・課題	
第4章	基本方針	
	1. 顕著な普遍的価値の保存管理	
	2. 周辺環境との一体的な保全	
	3. 整備・公開・活用の促進	
	4. 体制の整備・運営	
	5. 行動計画の策定・実施	
	6. 資産への影響及び施策の評価～経過観察の実施～	
第5章	顕著な普遍的価値の保存管理	
	1. 方向性	
	2. 方法	
	3. 法令等による保存管理	
第6章	周辺環境との一体的な保全	
	1. 方向性	
	2. 方法	
第7章	整備・公開・活用の促進	
	1. 方向性	
	2. 方法	
第8章	体制の整備・運営	
	1. 方向性	
	2. 方法	
第9章	行動計画の策定・実施	
	1. 方向性	
	2. 方法	
	3. 行動計画の総括表	
第10章	資産への影響及び施策の評価 ～経過観察の実施～	
	1. 方向性	
	2. 方法	

【参考2】海外の世界自然遺産管理計画の構成

- ・海外の世界自然遺産管理計画の例として、グレートバリアリーフ、グランドキャニオンの構成を以下に示す。

MANAGING THE GREAT BARRIER REEF WORLD HERITAGE AREA 2012、Great Barrier Reef Marine Park Authority
Our philosophy of adaptive management Long-term outlook Emerging issues Building the Reef' s resilience to threats Climate change Water quality Coastal development Fisheries Shipping Defence Tourism and recreation Stewardship Working with communities Traditional Owners Research using the best available science Ensuring compliance with zoning rules

General Management Plan GRAND CANYON August 1995、United States Department of the Interior ・ National Park Service ・ Denver Service Center
INTRODUCTION AN OVERVIEW OF THE PLAN SOUTH RIM NORTH RIM TUWEEP※ CORRIDOR TRAILS INTERRELATIONSHIP OF THIS PLAN WITH OTHER PLANS AND PROJECTS PHASING FOR THE GENERAL MANAGEMENT PLAN SELECTED BIBLIOGRAPHY PLANNING TEAM AND CONSULTANTS

※先住民族語で「大地」の意味

【参考3】適正利用に関する記載内容

・各遺産管理計画のうち、適正利用に関する項目を抜粋すると次のとおり。

①知床
4. 管理の基本方針 (2) 管理に当たって必要な視点 カ. レクリエーション利用と自然環境の保全の両立
遺産地域の原生的な自然環境を将来にわたり保全し、人々に大きな感銘をもたらし続けることを前提として、観光、自然探勝、登山、釣り等の利用は、自然環境に支障を及ぼすことのないよう適正に行うこととする。このため、専門家、関係団体、地元自治体及び関係行政機関等により構成する「知床国立公園利用適正化検討会議」において、科学的知見に基づき、地域における合意形成を図りつつ、必要な計画や利用ルールの策定・見直しを行う。また、「知床エコツーリズム推進協議会」を中心に、エコツーリズムの考え方に基づく取組を地域に浸透させていく。これらにより、原生的な自然環境の保全と、地域の主要な産業である観光を始めとするレクリエーション利用との両立を図る。
5. 管理の方策 (4) 自然の適正な利用
ア. 基本的な考え方 遺産地域内の観光、自然探勝、登山、釣り等の利用については、世界自然遺産としての価値を将来にわたって損なうことのないようにすることが必要であり、遺産地域では原生的な自然環境を保存・保全しつつ、人々に感銘を与える質の高い利用機会を提供する。この考え方を踏まえ、知床の原生的な自然にふさわしい利用ルール（「知床ルール」）づくりを進めるとともに、必要に応じて一定の制限や普及啓発等を行うことにより、自然の適正な利用を図る。
イ. 利用の適正化 遺産地域が極めて原生的な自然環境、脆弱な自然環境を有する一方で、過剰利用等の問題が生じていること等を踏まえ、地域ごとに、利用形態毎の取扱方針、守るべき利用のルール、管理運営の方向性等を定める利用適正化基本計画に基づき、適正な管理を推進する。 また、利用者が留意すべき事項・禁止事項を定める「利用の心得」について、利用者に遵守を求めていく。 さらに、脆弱な自然環境に対する人為的影響や過度な利用の集中に伴う問題が生じないように、遺産地域の周辺地域も含めた様々な自然や文化に関わる資源の活用、利用情報や利用プログラムの提供等を通じて、利用の分散、利用者の適正な誘導を図る。併せて、科学的知見に基づき得られた客観的根拠により、利用による植生の荒廃や野生動物の生息への影響が認められる又はそのおそれがある地域において、自然公園法に規定する利用調整地区を導入することにより、必要に応じて利用者数、利用期間等を調整することを検討する。 なお、利用実態や利用に伴う自然環境への影響等については継続的にモニタリングを行い、その結果をもとに必要な計画・ルールの見直し、対策等を行っていく。
ウ. エコツーリズムの推進 遺産地域の利用者の大多数は自動車や観光船による観光周遊の利用者であるが、遺産地域の持つ価値を保護し、後世に引き継ぐためには、利用者の誘導やモニタリング等を行いつつ、利用者が遺産地域の自然環境及びその保護の重要性についてより一層理解を深められるよう、地域の自然環境や生活文化に詳しい者により提供される体験型のプログラムに基づく、野生動物や自然環境の観察等の利用の導入・普及を進めることも大切である。 このため、「知床エコツーリズム推進協議会」を中心に「知床エコツーリズム推進計画」に基づき、地域に暮らし、産業を営む人たちの知恵やきめ細かな情報を活かしながら、野外での自然解説や展示施設でのレクチャー等を行う人材の育成及び利用プログラムの構築と実践に関係行政機関、地元自治体、関係団体が協力して取り組んでいく。また、自然解説等を行う際に、利用に伴う自然環境への悪影響が生じることのないように配慮する

ための指針を定めた「知床エコツーリズムガイドライン」を効果的に運用する。

エコツーリズムの推進に当たって、知床国立公園利用適正化検討会議との密接な連携を図りつつ、これらの取組を推進することにより、観光周遊利用や宿泊利用においても、地域が主体となって活力ある持続的な地域づくりを進めていくというエコツーリズムの考え方を踏まえた取組が地域に浸透していくことを目指す。

エ. 主要利用形態毎の対応方針

(ア) 観光周遊

遺産地域の利用形態として最も一般的なものは、自動車や観光船による観光周遊である。遺産地域内で自動車による観光周遊に供されている地区にはカムイワッカ、知床五湖、知床峠、羅臼温泉等があるが、車道が比較的少ないことから周遊地は限定されている。周遊しながら、それぞれの利用拠点で風景の鑑賞や徒歩による自然の探勝、観察等が行われている。

遺産地域の原生的な自然環境の保全の重要性にかんがみ、自動車利用の増大による支障を招くような新たな車道の設置は、原則として行わない。現在、自動車による周遊に供されている主要な利用拠点や展望地については、利用者が快適に利用でき、遺産地域の自然景観等を鑑賞できるよう、過剰利用の抑制や自然環境への影響防止に十分配慮しつつ、適切な整備を図る。

また、自動車利用の増大から自然環境への悪影響が懸念され、または利用環境が悪化している状況が見られる場合には、代替交通機関の導入によるマイカー規制、低公害車の導入等の様々な影響緩和措置について、地元関係者の意見を聴きつつ効果的な対策を検討し、自動車利用の適正化と環境に配慮した交通システムの構築を推進する。また自然環境の保全と質の高い利用を推進するため、ひとつの手段としてシャトルバスの導入の可能性や効果についても検討を行う。なお、知床五湖等の利用者が集中する拠点や到達道路が限られているカムイワッカ地区において、自然環境保全等のため現在行われている夏期の自動車利用適正化対策については、その効果を検証するとともに、地元関係者の意見を聴きつつ、ヒグマからの安全確保や動物観察の機会提供等も考慮し、対策の一層の充実と具体化を図る。

知床五湖地区は、遺産地域の中でも特に利用が集中する地域であることから、過剰な利用に伴う問題、あるいは高密度に生息するヒグマとのあつれきを生じさせないように、効果的な利用の制限、誘導や普及啓発、施設整備のあり方、ヒグマの保護管理のあり方を検討し、必要な対策を実施することにより、適正な利用を確保する。

また、斜里側と羅臼側を結ぶ車道である知床横断道路については、ハイマツを含む高山帯を通過していることから、道路利用に伴う自然環境への影響を最小限に留めるため、知床峠を除き通過利用を原則とし、道路上での駐車規制を引き続き実施するとともに、道路の適切な維持管理を行う。ただし、近年利用者が増加傾向にある羅臼湖の適正な利用のあり方について、地元関係者の意見を聴きつつ検討する。

自動車や観光船の利用者が野生動物に餌を与えたり、ゴミを捨てたりする行為が、野生動物の生態に悪影響を及ぼすおそれもある。こうした利用に伴う野生動物への悪影響を防ぐためのルールについて、遵守を求めていく。

(イ) 登山・トレッキング

遺産地域内の山岳部を中心として、登山やトレッキングの利用が行われている。

これらの利用は、脆弱な高山帯の植生や貴重な野生動物の生息地・繁殖地等を含む原生的な自然環境を有する地域を対象として行われることから、こうした自然環境に対して悪影響が生じないようにする必要がある。また、ヒグマが高密度に生息する地域であることから、ヒグマと遭遇する場合もあり、ヒグマとのあつれきを回避することも必要である。

このため、自然環境保全上の配慮事項やヒグマ遭遇時の対応法、ゴミ・食料の管理方法等について、指導・普及啓発を行う。加えて、利用に伴う自然環境への悪影響やヒグマの行動形態等を把握しつつ、必要に応じて、利用の制限（歩道の一時閉鎖、利用区域・期間

の限定等)等の適切な措置をとる。また、植生の保護や登山者等の危険防止に配慮した歩道等の適切な整備と維持管理を行う。

登山・トレッキングに伴うキャンプについては、野営指定地であっても、無秩序なテントの設営等により植物を損傷したり、植生破壊を招くことがないように利用者への指導を徹底する。また、ヒグマ対策用のフードロッカーが設置されている野営指定地では、キャンプの際は安全対策としてフードロッカーを利用するよう指導する。それ以外の地域におけるキャンプについてはフードコンテナを持参するよう普及啓発を行う。さらに、生態系や景観へ悪影響を及ぼさないよう、携帯トイレの利用等のし尿処理に関するルールやマナーの普及啓発など必要な対策を推進する。

(ウ) 海域のレクリエーション利用

動力船を利用して観光目的で知床岬等の陸域に上陸することは、自然環境に悪影響を及ぼすことが懸念されることから、「知床岬地区の利用規制指導に関する申し合わせ」等により、関係行政機関等が連携・協力し、観光目的での上陸の抑制を徹底・強化する。

また、遺産地域の海岸部及び海域は、ケイマフリやオオセグロカモメ、ウミウ等の海鳥や海棲哺乳類の生息地・繁殖地となっているため、観光・レジャー目的の船舶や水上バイクの航行、無秩序な餌やりや観察等がこれら海鳥や海棲哺乳類に悪影響を与えることも懸念される。このため、海域のレクリエーション利用が海鳥や海棲哺乳類に悪影響を与えないようルールづくりを行うとともに、普及啓発を行う。

遺産地域においては、シーカヤックで半島を周回したり、興味地点まで往復するなどの利用も見られる。シーカヤックでの利用では、キャンプや風待ち等のために上陸が必要となる場合がある。このため、海岸部の植生や野生動物に悪影響を及ぼさないよう、「利用の心得」等のもとに適正に行われるようにする。

シロザケ、カラフトマスが来遊する時期には、遊漁船等を利用した釣りや河口付近での釣りが行われている。シロザケ、カラフトマス等の釣りについては、現状を踏まえた上で遊漁関係者等と連携・協力し、釣りを目的とした上陸場所の特定、関係法令・規則の遵守、ゴミの持ち帰りや釣り上げた魚の適切な処置等に関する指導を強化するなどして、自然環境への悪影響を防止する。

なお、これらの観光・レジャー目的の船舶や水上バイク、シーカヤックの利用、釣りなど海域のレクリエーション利用に当たっては、対象海域の漁業生産活動への支障を防止するという点にも十分配慮するようルールの遵守を求めていく。

(エ) その他の利用

遺産地域ではエゾシカやヒグマ等の野生動物の姿を見ることが日常的であるが、これら野生動物の写真撮影や観察については、野生動物を脅かしたり、繁殖活動に悪影響を与えるおそれがある。また、高山帯や湿地等の脆弱な植生を有する地域においては写真撮影等を目的とした歩道外への踏み出しによる植生衰退を防止する必要がある。このため、利用者への指導や普及啓発活動によりこれらの行為の抑制に努める。ルシヤ・テッパンベツ川流域では、特にヒグマが多く生息し、その生態を撮影しようとするカメラマン等の入り込みも見られることから、鳥獣保護区特別保護指定区域の規制をはじめ、必要な措置を講じて、写真撮影等による悪影響が生じないように適正に指導、管理を行う。

冬期における雪上でのレクリエーション利用は、オジロワシなど希少鳥類の繁殖活動等に悪影響を及ぼすおそれもあることから、自然環境への悪影響の防止に十分配慮するよう、事前の指導や普及啓発を行う。また雪崩等の危険区域の周知徹底に努める。遠音別岳原生自然環境保全地域及び知床国立公園へのスノーモービルの乗入れや航空機の着陸は規制されていることから、違法な乗入れ等が行われないよう巡視・取締りを行う。

また、航空機の低空飛行は、快適な利用や野生動物に悪影響を及ぼすおそれがあることから、必要に応じ関係者に対し、行わないよう要請する。

さらに、流氷上でのレクリエーション利用についても、海鳥等の野生動物や景観への影響に十分留意するとともに、必要に応じルールづくりを行う。

<p>②屋久島</p>
<p>4. 管理の基本方針 (3) 管理に当たって必要な視点 ウ. 生態系や自然景観の保全を前提とした持続可能な利用</p>
<p>縄文杉へ至る登山道では、平成12年からの10年間で利用者数が3倍以上に増加するとともに、連休等に利用が集中するなど、世界遺産に登録されて以降、遺産地域への登山者数は増加を続けているほか、特定の登山道や地域に利用の集中が見られ、遺産地域の生態系や自然景観に与える負の影響が懸念されている。世界遺産としての価値を将来にわたって維持するため、登山、観光等の利用については、関係者間で調整を図り、生態系や自然景観に支障を及ぼさない範囲とする必要がある。</p> <p>このため、持続可能な利用を前提とした「エコツーリズム」を推進することとし、屋久島町エコツーリズム推進協議会が進める島全体でのエコツーリズム推進に向けた取組とも連携し、里部の観光利用も推進するなど遺産地域外への利用の分散を図るとともに、登山者の増大により生態系や自然景観への影響が懸念される特定の登山道や地域では、順応的管理の考え方の下、登山者や観光客のコントロールや利用ルールの策定など利用の適正化を推進する。また、特定の登山道や地域で施設整備を行う場合は、生態系や自然景観と景観の保全に配慮した必要最小限のものとする。</p>
<p>5. 管理の方策 (2) 自然の適正な利用</p>
<p>ア. 基本的な考え方</p> <p>世界遺産委員会において評価された遺産地域としての価値を将来にわたって維持するため、登山、観光等の利用については生態系と自然景観に支障を及ぼさない範囲とし、これらの保全に配慮した必要最低限の施設整備を行うものとする。</p> <p>特に、利用が多い登山道や地域については、生態系と自然景観及び利用の現状を踏まえて、登山道や地域毎に明確な利用方針を定め、その方針に沿った施設整備・管理を行うものとし、積極的に情報共有・情報発信を行うものとする。</p> <p>また、利用の分散とコントロールを図るとともに、より深い知識と屋久島らしい体験を登山者や一般観光客に提供することで、遺産地域の保護に対する理解を深めるものとする。</p>
<p>イ. 利用の適正化</p> <p>縄文杉の見学を目的とした登山者の数は平成12年(2000年)からの10年間で3倍以上に増加し、その利用は5月と9月の連休期間中や夏休み期間中である8月・9月に特に集中している。また、1日当たりの登山者数が300人を超えた日数は、平成14年(2002年)からの8年間で10倍以上に増加し、平成20年(2008年)以降は登山者数が600人を超える日も年に10日以上確認されている。また、遺産地域内にある各避難小屋では連休期間中等には収容力を超えた利用が見られる。</p> <p>このように、遺産地域では、世界遺産登録後、登山者数が増加し、特定の時期や特定の登山道に利用の集中が見られる。休憩利用やすれ違いによる登山道脇の植生への影響、し尿量の増大による水環境の汚染といった生態系と自然景観に与える影響が懸念されるとともに、登山者の混雑等により遺産地域の自然が内包する荘厳な雰囲気が喪失するなど、利用環境の悪化も懸念されている。</p> <p>世界遺産としての価値を将来にわたって維持するため、遺産地域内の登山や観光等の利用については、既存の車道を除き、屋久島の優れた自然を体験し、観察し、学習するための徒歩利用を基本に、生態系と自然景観に支障を及ぼさない範囲で行う。また、登山道等の施設整備を行う必要がある場合には、生態系と自然景観の保全に配慮した必要最小限の整備を行う。さらに、屋久島町エコツーリズム推進協議会が進める島全体でのエコツ</p>

ーリズム推進に向けた取組とも連携し、里部の観光利用も推進するなど、遺産地域外への利用の分散を図る。

また、利用の適正化を図るため、関係行政機関は、巡視活動時に登山者による登山道周辺への踏み込みの状況を確認するとともに、登山者や一般観光客の動向（行動特性）と、それに伴う生態系や自然景観への影響を把握するためのモニタリングを行う。また、巡視活動やモニタリングの結果を踏まえ、過剰利用により生態系や自然景観への影響が懸念される特定の登山道や地域においては、関係法令等により利用調整を行うなど、利用の適正化に向けた検討、取組を行う。

さらに、利用の適正化に向けて、屋久島における登山ルールや登山マナーを記載した「登山者のための屋久島マナーガイド」や、過去の登山者数データから縄文杉登山者が少ない快適登山日を予測した「屋久島縄文杉快適登山日カレンダー」等を活用して積極的な広報活動を行う。

ウ. 主要な登山道や地域毎の利用方針

遺産地域内を通る登山道のうち、年間登山者数が 5,000 人以上と想定される登山道について、各登山道の利用の現状を踏まえて、利用方針を定める。また、遺産地域内を車道が唯一通り、近年観光客が増加傾向で、生態系への影響が懸念される西部地域についても、以下のとおり利用方針を定める。

(ア) 荒川登山道

荒川登山道は、主に縄文杉の見学を目的とした登山者に利用される主要登山道であり、一部が遺産地域に含まれる。遺産地域を中心に、ヤクスギの著名木が数多く存在するなど、非常に人気が高い登山道である。このため、近年、登山者数が急増し、生態系や自然景観への負荷が増大している。また、特定の日・時間帯における混雑が著しく、荘厳な雰囲気喪失といった利用環境の悪化も指摘されている。

この現状を踏まえ、荒川登山道の利用方針は、縄文杉周辺をはじめとした登山道脇の自然植生や沢・溪谷等の水環境が適正に保全され、かつ、混雑感ができる限り解消された中で、登山者が登山を通して、縄文杉を含む原生的な天然林が持つ荘厳さを体験しながら、ヤクスギの利用に代表される自然と人の関わり等について実感できるものとする。

(イ) 宮之浦岳登山道

宮之浦岳登山道は、宮之浦岳や黒味岳の登頂を目的とした登山者に利用される主要登山道であり、その大部分が遺産地域に含まれる。ツガやモミなどの巨木が数多く存在するとともに、初夏にはヤクシマシャクナゲが咲き誇り、山頂部の眺望も素晴らしく、非常に人気が高い登山道である。近年の登山者数はほぼ横ばいで推移しているが、浸食による登山道の拡幅や土壌流出、踏み込みによる登山道脇に生育する希少な高山植物の衰退など、生態系や自然景観への影響が部分的に懸念される。

この現状を踏まえ、宮之浦岳登山道の利用方針は、登山道脇の脆弱な高山植生や水環境が適正に保全された中で、登山者が登山を通して、海岸線から山頂に至るまでの際立った標高差がもたらす景観の素晴らしさ等を感じられるものとする。

(ウ) 宮之浦岳－縄文杉縦走路

宮之浦岳と縄文杉の間の登山道は、主に 1 泊を伴う縦走を目的とした登山者に利用される登山道であり、全区間が遺産地域に含まれる。眺望がきく稜線歩きを楽しめるほか、スギの巨木が数多く存在することから、非常に人気が高い登山道である。登山道脇の植生荒廃が部分的に見られるほか、連休期間中等の特定の日には避難小屋やトイレの収容力

を超えた利用が見られる。

この現状を踏まえ、宮之浦岳一繩文杉縦走路の利用方針は、避難小屋等施設の適正収容力の範囲内の利用を前提とし、登山者が登山を通して、自然景観の素晴らしさや原生的な天然林が持つ荘厳さを体験しながら、自然と人との関わり等について実感できるものとする。

(エ) 太忠岳登山道

太忠岳登山道は、太忠岳の登頂を目的とした登山者に利用される登山道であり、その一部が遺産地域に含まれる。スギの巨木が数多く存在するほか、山頂部には巨岩がそびえたち、眺望も素晴らしく、非常に人気が高い登山道である。登山者も多いことから、浸食による土壌流出などの生態系や自然景観への影響が懸念される箇所が部分的に見られる。

この現状を踏まえ、太忠岳登山道の利用方針は、登山道脇の自然植生や水環境が適正に保全された中で、登山者が登山を通して、原生的な天然林が持つ荘厳さや自然と人との関わり等について体感できるものとする。

(オ) 西部地域

西部地域は、海岸付近に生育する亜熱帯性植物を含む暖帯の植生から、冷温帯の植生に至る、顕著な植生の垂直分布が見られる地域である。公道が遺産地域内を通過している屋久島で唯一の場所であり、観光利用が活発に行われている。また、県道下の半山・川原地区は、アコウ、ガジュマル等の亜熱帯性植物やシイ類、カシ類を主とした暖温帯常緑広葉樹林が広がり、ヤクシカやヤクシマザルの野生生態を間近で観察することができるなど、近年、トレッキングや写真撮影等を目的とした利用が増加傾向にあり、野生動物への餌やりなどのマナー低下に伴う生態系への影響が懸念されている。

この現状を踏まえ、西部地域の半山・川原地区の利用方針は、利用施設等の整備は行わず、遺産登録当時の生態系や自然景観が適切に保全されることを前提に、適正なルール下における限定した利用の中で、屋久島の自然の価値及び自然と人との関わり等について体験学習できる最適の資源として活用されるものとする。

エ. 生態系と自然景観の保全に配慮した施設整備・管理

上記ウに掲げた遺産地域内の主要な登山道や地域及びその他の登山道等の施設の整備と管理に当たっては、「屋久島地域整備計画」に基づき、施設・登山ルート毎に設定した望ましい利用のあり方及び登山者や一般観光客の数に沿う形で行うこととし、その内容については積極的に情報発信する。

また、利用の集中などにより登山道の荒廃が見られる箇所については、生態系と自然景観の保全に配慮し、環境条件に応じた適切な工法により荒廃の防止・整備を行う。さらに、登山者の踏み込みにより裸地化し土壌の流出等が見られる登山道脇については、踏み込み防止措置を講ずるとともに、土壌流出の防止措置や植生の回復措置を行う。

オ. エコツアーの推進

遺産地域の保護に対する登山者や一般観光客の理解を深めるため、以下の方針により、島全体でのエコツアーを推進し、より深い知識と屋久島らしい体験を登山者や一般観光客に提供する。

- ① 登山道や地域毎に適正な利用ルールを構築し、その普及を図る。
- ② エコツアーの質的向上に向けて、屋久島ガイド登録制度の充実と認定制度の導入を図るとともに、エコツアーが環境の保全につながる仕組みを構築する。

③白神山地

5. 管理の方策 (2) 遺産地域の適正な利用

ア. 基本的な考え方

遺産地域内については、核心地域（A地域）及び緩衝地域（B地域）の2種類の管理区分に沿って適正な利用を図る。核心地域（A地域）では、既存の歩道を利用した登山等を除き立入りを制限することとし、植生等への悪影響が生じないよう適正な利用に誘導する。緩衝地域（B地域）では、各種制度の趣旨に反しない範囲において、森林の文化・教育的利用、簡易な森林レクリエーションの場、優れた自然とのふれあいの場として利用することができるものとする。なお、遺産地域内での狩猟、魚釣りについては、関係法令等により原則禁止とされている。

イ. 利用の適正化

遺産地域内の観光、自然探勝、登山等の利用については、世界遺産としての価値を将来にわたって損なうことのないよう、関係行政機関及び地元市町村は、関係団体と連携して、白神山地の入山者への利用マナーの周知及び普及を図るとともに、必要に応じて適正な利用に誘導する。

遺産地域周辺の林道のうち、核心地域（A地域）への立入りに関して影響を及ぼす可能性のあるものについては、一般車両の通行を制限する。

また、利用の適正化を図るため、関係行政機関は、巡視活動時に核心地域（A地域）への立入状況や違法行為等の状況を確認するとともに、入山者数の動向とそれに伴う生態系への影響を把握するためのモニタリングを行う。巡視活動やモニタリングの結果を踏まえ、過剰利用等により生態系への影響が見られた場合やそのおそれがある場合には、利用の適正化に向けた調整を検討する。

ウ. エコツーリズムの推進

世界遺産としての価値を将来にわたって維持していくため、入山者が白神山地の自然環境とその保護の重要性についてより一層理解を深められるよう、緩衝地域（B地域）及び遺産地域周辺地域において体験型のプログラムに基づく利用を推進する。

エコツーリズムの推進に当たっては、地域に暮らす人たちの知恵や技術を活かしながら、野外での自然解説や展示施設での解説等を行う人材の育成及び利用プログラムの構築と実践に向けて取り組んでいく。また、自然解説等を行う際に、利用に伴う自然環境への悪影響が生じることのないように配慮するためのガイドラインを関係行政機関と地元市町村が関係団体等の協力を得て作成し、持続可能な利用と保全の両立を図っていく。

④小笠原

5. 管理の方策 (5) エコツーリズムの推進

管理機関は、基本方針「人の暮らしと自然との調和」に基づき、観光による自然環境への影響を最小限にしつつ、来島者が楽しみながら生態系の価値を理解できるよう、次のおりエコツーリズムを推進する。

◆長期目標

◎エコツーリズムの推進による自然資源の持続的な利用

エコツーリズムの考え方を踏まえ、利用ルールや体制を適切に運用し、持続的な観光を推進する。

◆これまでの取組

<陸域・海域共通>

- ・小笠原におけるエコツーリズムは、村の商工会、観光協会、ホエールウォッチング協会、農協、漁協、NPO、行政機関などで構成される「小笠原エコツーリズム協議会」が中心となり、推進している。2011年からは科学委員会委員長をアドバイザーとして迎え、「小笠原村エコツーリズム推進全体構想」を策定し、2016年には国内の世界自然遺産地域において初めて「全体構想」が国に認定された団体となった。本協議会では、2011年度から「小笠原陸域ガイド登録制度」を開始し、日々のガイド活動を通して小笠原固有の自然や文化を保全しながら持続的に利用することを目的とした登録ガイドが、地域振興に貢献している。
- ・「小笠原カントリーコード」や「ホエールウォッチングのルール」をはじめ、これまで自主的に定められてきた自然環境の適正利用のためのルールは地元で根付き、小笠原諸島の生態系保全に寄与している。

<陸域>

- ・小笠原諸島では、2003年から南島、母島石門において、東京都自然ガイドの同行などを要件とする利用ルールを定めての観光利用を図ってきた。
- ・例えば、南島は沈水カルスト地形による特異な景観を有するため人気の観光スポットとなっているが、かつては観光利用などにより、沈水カルスト地形や植生が荒廃していた。そこで、観光利用と環境保全を両立させるため、「東京都の島しょ地域における自然の保護と適正な利用に関する要綱」に基づき、自然環境保全促進地域に指定するとともに東京都自然ガイドの同行を義務付け、人数、総滞在時間及びルートを制限した利用ルールを定めた。また、ルート整備や侵略的外来種排除等の保全管理のほか、自然ガイドの養成、自然環境への影響を把握するための現況調査、東京都レンジャーによる指導・巡視などを行ってきた。その後のモニタリングの結果から、ルールの遵守率がほぼ100%になり、植生が順調に回復していることが明らかになるなど、自然環境が安定的に保たれている。
- ・森林生態系保護地域の保存地区では、2008年から、脆弱な生態系が利用によりかく乱されないよう、立入りを原則として指定したルート（以下「指定ルート」という。）に限定し、利用の際は利用講習を受講し入林許可の交付を受けたガイド等の同行を義務付けるなど、利用のルールを設け、利用と保護の調整を図っている。
- ・父島の指定ルートでは入口に石入れ式の無人カウンター装置を設置し、目的別の利用状況を把握している。また、利用による自然環境への影響について現況調査を実施してい

る。

- ・このほか、様々な自主ルールが定められており、持続可能な自然利用と来島者への自然保護への理解を促している。

<海域>

- ・小笠原諸島周辺においては、1988年に日本で初めてホエールウォッチングが行われた。その後、ホエールウォッチングが観光として定着する過程において、鯨類の生息環境を保全するための自主ルールが定められ、定着しており、日本におけるエコツーリズムを具現化したツアーとして評価されている。このほか、ドルフィンスイムやホエールウォッチングなどの海域を利用するツアーに関する様々な自主ルールが定められており、適切に運用されている。

◆今後の対応方針

○利用ルール等の適切な運用

- ・ガイド付きの利用が義務付けられた地域については、引き続き適正な利用を推進する。その他の自然度が高いルートや地域においても、登録ガイド付きの利用を奨励し、質の高いガイドにより、優れた自然環境の理解を促進し、魅力を発信する。
- ・森林生態系保護地域を適切に保全管理していくための保全管理計画に基づく利用ルールについては、今後も適切に運用する。指定ルートについては、適切に保全管理していくための枠組み等について継続的な議論を行う。
- ・小笠原陸域ガイド登録制度や「南島利用ルール」など各種制度やルールについては、これまでの運用状況や自然環境が受けた影響の調査結果を踏まえて管理機関が点検し、必要な場合は見直しを行う。

○自然体験ツアー、ボランティアツアーの推進

- ・自然体験ツアーやボランティアツアーは、来島者が小笠原諸島の自然を楽しみながら、自然環境や保全管理に対する理解を深める重要な機会である。一方で、利用に伴う自然環境への影響を最小限に抑える必要がある。
- ・このため、侵略的外来種の排除を含むツアー等を、企画・実施するとともに、総合的な受入体制の構築を推奨する。また、興味の対象となる地形地質、生態系、生物多様性など優れた自然環境については、集落地内などで見学等ができる場所や機会の創出を併せて進める。

⑤奄美琉球

5. 管理の基本方針 (6) 適切な観光管理の実現

(1) 持続可能な観光の戦略的推進

観光は遺産価値への理解を深める機会となる一方、訪問者の増加に伴う無秩序な観光事業の拡大や過剰利用の発生は、野生動物の人慣れや餌づけ、踏み荒らし等によって遺産価値を損ない、来訪者の期待や満足度の低下をもたらす要因ともなる。そのため、計画対象区域においては、適切な利用コントロール等により観光利用による推薦地への負荷を低減し、遺産価値の長期的維持を図るとともに、あわせて、来訪者の安全を確保しつつ質の高い自然体験を提供し、地域環境の保全と社会・経済へ貢献する持続可能な観光を戦略的に推進する。

そのためには、推薦地を含む4地域のそれぞれにおいて、各地域の観光の実情を踏まえた観光管理の基本方針を示した観光管理計画を策定し、地域住民等の理解を得て、管理機関、観光事業者、地域関係者等による連携・協力・役割分担のもと、適切な観光管理を実施していく必要がある。奄美大島と徳之島が含まれる奄美群島においては、2016年3月に鹿児島県により「奄美群島持続的観光マスタープラン」が策定されており、3つの目標（「観光スポットごとの特性に応じて利用の計画的誘導」「遺産登録効果の群島全体への波及」「質の高い観光の実現と利用者満足度の向上」）と施設整備や利用の適正化に関する基本的考え方に基づいて、国、県、市町村、民間が協力してマスタープランに示された取組を推進している。沖縄島北部及び西表島においても、2018年より「沖縄島北部持続的観光マスタープラン（仮称）」及び「西表島持続的観光マスタープラン（仮称）」の策定に向けた検討が開始されており、それぞれの地域で管理機関、観光事業者、地域関係者等が参加する作業部会を設置して、2019年度内の計画策定を目指し、検討が進められている。これらの計画を、各地域の観光管理計画と位置づけ、更なるブラッシュアップによる内容の充実を図りながら、適切な観光管理を実現していく。

(2) 地域区分ごとの観光利用の方針設定

計画対象区域においては、推薦地、緩衝地帯、周辺管理地域の各地域区分ごとに観光利用を受入れる上での基本方針を以下のとおり設定する。

① 推薦地

遺産価値への影響を最小化するため、必要に応じて適正利用に向けたルールや制限を設定し来訪者の入込みを抑制・制限するなど、適切な利用コントロールを行いつつ、より深い自然体験を促進する。利用するための施設整備については、利用による環境負荷の低減や利用に必要な情報の提供等のための必要最小限の整備に留める。

② 緩衝地帯

来訪者に地域固有の自然との出会いや生物多様性の豊かさに触れる機会を提供するため、一定量の自然体験型観光の受入れを可能にするとともに、同時に、推薦地への来訪者の入込みを抑制・制御するコントロール機能を確保するなど、推薦地への影響に配慮した利用を促進する。また、推薦地及び緩衝地帯の利用者への利用のルールの周知、インタープリテーションなどを行うエコツーリズムの拠点の整備を進める。

③ 周辺管理地域

観光に伴う地域への影響や収容力を勘案したうえで、多人数の周遊観光の受入を想定する。推薦地の価値・区域、エコツーリズムへの参加、利用ルールなど、訪問者が推薦地

や緩衝地帯に関わる情報を入手できる施設等の整備・機能強化を進める。また、集落なども含まれることから、住民生活に配慮したうえで、集落散策、歴史文化体験、地域産品などを組み込んだ観光を推進し、文化の継承、地域社会の持続的な発展にも貢献する。

(3) 適正利用の推進

適正利用の推進のため、4地域毎に管理機関、観光事業者、地域関係者等の参画を得て、自然体験型観光やエコツーリズムの考え方について整理し、(2)の地域区分ごとの観光利用の方針を踏まえた利用ルール・制限の設定、利用のマナーの周知、ガイド認定・登録制度の創設・人材育成、より深い自然体験を提供するプログラムづくり等の取組を進めていく。

① フィールド毎の利用ルール・制限の設定

遺産価値を保全しつつ持続可能な観光を実現するため、保全すべき対象の特性、利用実態等を踏まえて保護上重要なフィールドを特定し、必要に応じてキャリング・キャパシティーとの関係を十分把握したうえで、人数制限、ガイド同伴義務、立入制限などフィールド毎の利用ルール・利用制限を設定し、適切な利用コントロールを図る。利用コントロール手法の導入においては、持続可能なシステムとするため、管理機関、観光事業者、地域関係者等の合意形成を図りつつ、しっかりとした協力・協働の体制を確立するとともに、エコツーリズム推進法や自然公園法等の法制度の活用、体制運用のための観光客から提供される資金(入域料・協力金等)を活用した予算確保、利用実態や利用に伴う遺産としての価値への影響などについての簡易な民間参加型のモニタリング手法なども検討する。また、利用コントロールに対する理解と協力を得るため、管理機関は、観光事業者や地域関係者等と連携して来訪者への普及啓発に積極的に取り組む。

② 認定・登録ガイドと人材育成

観光客等への遺産としての価値、利用のマナー・ルールの周知については、観光客等と直接接する観光事業者を通じて行うことが効果的であり、観光事業者の協力と質の高いガイド技術が必要である。そのため、4地域では認定・登録ガイド制度が創設、或いは検討されている。これらのガイドが、コミュニケーションや安全管理等の技術向上、世界遺産として評価された自然環境の価値や自然の共生の中で育まれてきた地域の文化等に対する知識習得に努めることができるよう、管理機関は、観光事業者と連携し、ガイド技術向上のための研修や効果的なプログラムづくりなどを支援していく。また、観光事業者は、様々な関係者や関係機関の協力により維持してきた自然環境の恩恵を受けてガイドツアーなどを行っていることから、モニタリングへの参加、日常的なフィールド管理、ルールの策定や遵守などに取り組み、遺産の価値の長期的維持と来訪者の責任ある訪問をサポートする役割を担う。

③ 地域毎の取組の推進

奄美大島及び徳之島では、2017年に「奄美群島エコツーリズム推進全体構想」が策定され、エコツアーガイドの認定制度が開始されている。また、同全体構想のもと、市町村、観光関係者、ガイド等により、ガイドラインや自主ルールの策定、プログラム作り、人材育成などの取組が進められている。また、奄美大島の金作原林道、市道スタル俣線や徳之島の林道山クビリ線では、利用のルールづくりや減速帯・看板の設置等を行っている。さらに、観光客の分散を目的とした奄美群島におけるロングトレイルの設定なども進められている。

また、沖縄島北部の3村においては、2018年に「やんばる森林ツーリズム推進全体構想」が策定され、「やんばる3村世界自然遺産推進協議会」において、一定の理解・知識

を有するガイドの同行や育成を強化するためガイド登録・認定制度を設置し、自然体験型観光に利用されているフィールドを当該制度と連動した形で区分けする（保護・限定・登録・オープン の 4 区分）とともに、フィールド毎の利用ルールを定め、さらにはガイドを含めた関係事業者等と協働でフィールドのモニタリングを実施する仕組みを推奨している。2018 年からガイドの登録・認定制度や利用ルール等の普及啓発を積極的に推進し、本格運用に向け準備を進めているところである。西表島においては、現在「西表島エコツアーリズムガイドライン（仮称）」の検討が進められているところであり、今後フィールド毎の利用ルールの設定、利用コントロール手法、ガイドの認定・登録制度、モニタリング手法等が取りまとめられる予定である。また、竹富町観光案内人条例（仮称）の検討も進められており、ガイド事業者の登録・認証及びその事業内容の届出を義務づけることを予定している。

今後も、これらの計画の早期策定、取組の継続・実施、推進体制の構築・強化により、4 地域における利用適正化に向けた来訪者管理を着実に進めていく。

（４）観光管理施設の整備

緩衝地帯及び周辺管理地域では、（２）の地域区分ごとの観光利用の方針を踏まえ、推薦地に関する情報発信、環境教育・エコツアーリズムの場としての機能を有する施設の整備又は既存施設の機能の拡充を行う。これらの施設では、推薦地の価値を知るための自然体験につながる情報提供、推薦地の区域、法的な規制等、利用に供されているエリアの利用ルール・制限、利用マナー等周知のためのパネルの展示やチラシ等の配布等を行う。また、計画対象地域の利用分散を図るため、推薦地と類似した亜熱帯照葉樹林の森などにおいて、自然環境を保全しつつ、多人数の訪問者の受け入れが可能な園地などを必要に応じて整備し、その利用を促し、計画対象区域全体として環境教育やエコツアーリズムを効果的に実施する。

（５）観光による影響に関するモニタリング

観光が推薦地の価値へ影響を及ぼしていないか把握するため、推薦地のうち利用に供されているエリアや緩衝地帯のうち観光利用が集中しているエリア等において、モニタリング計画に基づきモニタリングを実施する。フィールド毎の利用人数のほか、登山道や植生の変化などを把握し、遺産としての価値への影響を確認した場合には、設定した利用ルールの有効性等を分析の上、必要に応じて適切な措置を講じる。具体的には、5. 8）に記載されたモニタリング計画に位置づけられた調査項目について、管理機関、観光事業者、関係団体等が連携して実施する。